

令和6年 第2回
幕別町選挙管理委員会議案

令和6年4月11日 16:00

幕別町役場 2階 2-D会議室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

議案第2号	委員長の選挙について
議案第3号	職務代理者の指定について

そ の 他

議案第2号 委員長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条及び幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第1条の規定により、委員長の選挙を行う。

選挙管理委員			※参考 選挙管理委員補充員		
氏名	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所
むらかみ みちたか 村上 道隆		札内あかしゃ町	いしぐろ いちろう 石黒 一郎		忠類協徳
みやもと まゆみ 宮本真由美		本町	しばの まさる 柴野 勝		明倫
やまざき みほ 山崎 美保		忠類栄町	まつもと みゆき 松本 美雪		旭町
いまじょう みつこ 今城美津子		緑町	ふくしま ともひろ 福島 智大		札内桜町

※任期 令和6年3月23日から令和10年3月22日（4年間）

【参考】地方自治法

[委員長]

第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

② 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

③ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

【参考】幕別町選挙管理委員会規程

（委員長の選挙）

第1条 委員長の選挙は、無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 前項の選挙について、委員中に異議がない時は、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その住所、氏名を告示しなければならない。

（委員長の任期及び補欠選挙）

第2条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が、委員又は委員長の職を辞した時その他委員長が欠けたときは、すみやかに委員長の選挙を行わなければならない。

議案第3号 職務代理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条及び幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第3条の規定により、職務代理者を指定する。

【参考】地方自治法

〔委員長〕

第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

② 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

③ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

【参考】幕別町選挙管理委員会規程

（委員長の職務代理者）

第3条 委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員を、あらかじめ指定しておかなければならない。